外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額　①	円	国税の控除額　③＋④　⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額　②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤　⑥	
法人税の控除額　③		道府県民税の法人税割額　⑫　⑦	
地方法人税の控除額　④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）　⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額　⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額　⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額）　⑪
名称	所在地	人	円	円	円
合計				⑫	⑬